埼玉県公安委員会告示第199号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和7年9月22日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

2号警備業務(法第2条第1項第2号に規定する警備業務をいう。以下同じ。)の新規取得講習(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)及び追加取得講習(受講する警備業務の区分以外の修了証明書の交付を受けている者に対する講習をいう。以下同じ。)

2 講習の受講定員及び実施期日

講習の種別	受講定員	実施期日
新規取得講習	45人	令和7年11月14日(金)から11月21日(金)までの日曜日及
利从以行神百		び土曜日を除く6日間
追加取得講習	15人	令和7年11月19日(水)から11月21日(金)までの3日間

3 修了考查

(1) 新規取得講習

令和7年11月21日(金)午後1時から午後2時40分までの間

(2) 追加取得講習

令和7年11月21日(金)午後1時から午後1時35分までの間

4 講習及び修了考査実施場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

5 講習対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上 である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付日以降継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限 る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定の合格証の交 付日以降継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証又は 講習修了証明書の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当 するもの

- 6 受講申込手続
- (1) 申込方法

受講を希望する者は、受講申込書等の提出に先立って必ず本人が埼玉県警察本部生活安全部保安課(受付専用電話048-834-7977又は048-834-7978)宛て事前申込みを行い、受理番号を取得すること(代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。)。

- (2) 申込日時
 - ア 新規取得講習(午後受付)

令和7年10月30日(木)午後1時から午後5時までの間とし、定員になり次第締め切る。

イ 追加取得講習(午前受付)

令和7年10月30日(木)午前9時30分から正午までの間とし、定員になり次第締め切る。

- 7 受講申込書等の提出
- (1) 提出場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

- 一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター
- (2) 提出日時及び提出方法

令和7年11月6日(木)午前9時30分から午後3時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に前記(1)の提出場所において直接提出することとし、郵送等による提出及び前記6による事前申込みを行っていない者による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。) (6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通
- (イ) 講習対象者に該当することを疎明する書面
 - a 前記5(1)アに該当する者
 - (a) 警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等が作成した書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1 通
 - (b) 履歴書 1通
 - b 前記 5 (1)イに該当する者1 級検定の合格証明書の写し 1 通
 - c 前記5(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定合格証明書の交付日以降継続して1年 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従 事証明書 1通

- d 前記 5 (1) エに該当する者旧 1 級検定の合格証の写し 1 通
- e 前記5(1)才に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定合格証の交付日以降継続して1年以上 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証 明書 1通

イ 追加取得講習

- (ア) 受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通
- (イ) 2 号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証の写し又は講習修了証明書の写 し 1 通
- (ウ) 講習対象者に該当することを疎明する前記ア(イ)に規定する書面 1通
- 8 講習手数料の納付方法

受講申込書提出の際、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の手数料を、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

なお、納付した講習手数料は返還しない。

- 9 講習実施時間等
- (1) 受付日時
 - ア 新規取得講習

令和7年11月14日(金)午前8時30分から午前8時45分までの間

イ 追加取得講習

令和7年11月19日(水)午前11時35分から午前11時50分までの間

(2) 講習実施時間

実施日	新規取得講習	追加取得講習
令和7年11月14日(金)	· 午前 9 時~午後 4 時30分	
令和7年11月17日(月)		
令和7年11月18日(火)		
令和7年11月19日(水)		午後零時40分~午後4時30分

令和7年11月20日(木)		午前9時~午後4時30分
令和7年11月21日(金)	午前9時~午前11時50分	午前9時~午前11時50分

10 警備業務従事期間の基準

警備業務の従事期間については、受講申込書提出日を基準とする。

11 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課(電話048-832-0110(内線3203又は3204))